

## ○今治市有機農業推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は「今治市有機農業推進協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、農業者が有機農業に容易に取り組み、また、消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるように、有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成し、有機農業の取組の面的拡大を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 有機農業への参入促進を図るための相談体制の整備事業
- (2) 有機農業技術を習得するための実践研修の実施事業
- (3) 有機農産物の販路確保のための実需者とのマッチングの実施事業
- (4) 有機農業者の契約栽培の促進事業
- (5) 有機農産物流通販売フェアの開催事業
- (6) 消費者や児童・生徒等が有機農業に対する理解を深める取組への支援事業
- (7) 有機農業経営安定のための技術実証ほの設置事業
- (8) 有機種苗交換会開催に対する支援事業
- (9) その他一切の有機農業の推進に関する事業

(構成員)

第4条 本会は本会の目的に賛同する有機農業者、有機農業団体、今治市、農業協同組合、流通・販売の関係者、実需者、学校関係者、消費者その他有機農業の推進に取り組む団体・個人をもって組織する。

(活動区域)

第5条 本会の活動区域は、今治市とする。

(役員)

第6条 本会の運営を円滑にするために次の役員をおく。

- (1) 代表：1名 代表は本会を代表して事業計画、他会務を処理する。
- (2) 副代表：1名 副代表は代表に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。
- (3) 会計：1名 会計は本会の会計を処理する。
- (4) 監事：2名 監事は本会の業務及び財産について監査し、その結果を総会において報告する。

(選任)

第7条 代表、副代表、会計、監事は総会において構成員から選任する。

(総会)

第8条 総会は代表が召集し、本会の運営に関する重要な事項について審議決定する。審議決定は出席会員の2分の1以上の賛成による。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の会議は、代表が議長となる。

(事務局)

第9条 事務局は今治市産業振興部農林振興課内に置く。

(事業費)

第10条 事業費は、補助金、負担金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(規約の改廃)

第12条 本会規約は総会の議決により改廃される。

(委任)

第13条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は代表が定める。

附則

本規約は平成20年1月9日から施行する。